

○ 室蘭市建築基準法施行条例 新旧対照表

(昭和43年条例第40号)

改 正 後		改 正 前	
別表 (第58条の15関係)		別表 (第58条の15関係)	
認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消し	手数料の金額	認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消し	手数料の金額
1～8 (略)		1～8 (略)	
9 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可	(略)	9 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可	(略)
9の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく機械室等に係る建築物の容積率に関する特例の認定	1件につき 41,000円	<u>(新設)</u>	
10～13 (略)		10～13 (略)	
14 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定	(略)	14 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定	(略)
14の2 法第55条第3項の規定に基づく第一種低層住居専用地域等内の建築物の高さの特例に関する許可	1件につき 174,000円	<u>(新設)</u>	
15 法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可	(略)	15 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可	(略)
16 (略)		16 (略)	
17 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	(略)	17 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	(略)
17の2 法第58条第2項の規定に基づく高度地区内の建築物の高さの特例に関する許可	1件につき 174,000円	<u>(新設)</u>	
18～30 (略)		18～30 (略)	
31 法第86条第2項の規定に基づく一の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定	1件につき 80,000円 (建築物(法第86条第1項に規定する建築等をしようとするものに限る。以下この項において同じ。))が2以上の場合は、1を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額)	31 法第86条第2項の規定に基づく一の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定	1件につき 80,000円 (建築物(既存建築物及び附属建築物を除く。以下この項において同じ。))が2以上の場合は、1を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額)
32 (略)		32 (略)	

<p>33 法第86条第4項の規定に基づく一の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の許可</p>	<p>1件につき 174,000円（建築物（<u>法第86条第1項に規定する建築等</u>をしようとするものに限る。以下この項において同じ。）が2以上の場合、1を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額）</p>	<p>33 法第86条第4項の規定に基づく一の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の許可</p>	<p>1件につき 174,000円（建築物（<u>既存建築物及び附属建築物を除く</u>。以下この項において同じ。）が2以上の場合、1を超える建築物の数に35,000円を乗じて得た金額を加算した金額）</p>
<p>34～44 (略)</p>		<p>34～44 (略)</p>	